

【一気合格コース】
短答知識完成講座 教材

一気合格を現実のものとするオリジナルテキスト。



理解系から暗記系へ！こだわりの配列で
一気合格を現実にするテキスト構成！

■ 目次 ■

特 許 法 編

第1章	特許要件及び特許出願（29条～40条）	
第2章	手続の補正・却下（17条～18条の2）	
第3章	優先権・分割・変更等（41条～46条の2）	
第4章	審査（47条～63条）	
第5章	出願公開（64条～65条）	
第6章	特許権の設定の登録・存続期間（66条～67条の8）	
第7章	特許権・実施権（68条～99条）	
第8章	権利侵害（100条～106条）	
第9章	特許異議の申立て（113条～120条の8）	
第10章	審判（121条～170条）	
第11章	再審（171条～177条）	
第12章	訴訟（178条～184条の2）	
第13章	特許協力条約に基づく国際出願に係る特例 （184条の3～184条の20）	
第14章	総則（1条～16条、19条～28条）	
第15章	特許料（107条～112条の3）	
第16章	雑則（185条～195条の4）	
第17章	罰則（196条～204条）	

◇ 本テキストの章立てについて ◇

特許法編の章立ては、条文の章立てではなく、本テキストオリジナルの章
なっております。

無断複製・頒布を禁じます

LEO東京リーガル

画像はサンプルです。

第1章 特許要件及び特許出願

特許の要件（29条）

第29条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について
特許を受けることができる。
一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通
信回線を通じて公衆に利用可能となった発明
2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる
発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわ
らず、特許を受けることができない。

①関連条文

30条

①確認事項

1. 産業上利用可能性（29条1項柱書）

- (1) 産業上利用することができる発明
→ 学術的、実験的にのみ利用することができる発明等は排除することを意味（青本
29条）
(2) 利用 → 実施（2条3項）を意味
(3) 産業上利用することができない発明の種類
① 人間を手術、治療又は診断する方法の発明（特実審査基準第Ⅲ部第1章3.1.1参照）
→ 人体に対して外科的処置を施す方法や、病気の軽減及び抑制のために、患者に
投薬、物理療法等の手段を施す方法等が該当する。

■ポイント■

医療機器、医薬自体は、物であり、「人間を手術、治療又は診断する方法」に該
当しない（特実審査基準第Ⅲ部第1章3.2.1(1)）。

- ② 業として利用できない発明（特実審査基準第Ⅲ部第1章3.1.2参照）
→ 喫煙方法のような個人的にのみ利用される発明や、学術的、実験的にのみ利用
される発明が該当する。

2

■ポイント■

「髪にウエイブをかける方法」のように、個人的に利用され得るものであっても、
営業の可能性のあるものは、「個人的にのみ利用される発明」に該当しない。また、
学校において使用される「理科の実験セット」のように、実験に利用されるもので
あっても、市販又は営業の可能性のあるものは、「学術的、実験的にのみ利用され
る発明」に該当しない（特実審査基準第Ⅲ部第1章3.2.2）。

無断複製・頒布を禁じます

LEO東京リーガルマインド 弁護士

1

学習経験者ならではの学習順

テキストは単なる条文番号順ではなく、まずは論
文試験に関連の深い特許要件や中間処理等の
「理解系」条文から学習し、総則や罰則等の短答
「暗記系」条文を最後の方で学習できるような構
成となっています。この学習経験者ならではの学
習順で、一気合格が現実のものとなるはずです。

2

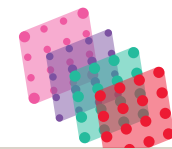
関連する条文を掲載

関連する条文を掲載しています。これによって、論
文との並行学習を助け、効率的な学習を可能にし
ています。さらに、青本や基本書のなどの記載も盛
り込みつつ、条文の規定を丁寧に解説しています。

3

場面を想定して学べる具体例

具体例も示されているので、場面想定もしやすく
なり、多様な問われ方に対応することができるよ
うになります。



text

合格へ導く工夫が満載です！



メインテキスト以外にも、豊富な
オリジナル教材で受験生の苦手分野を
きめ細かにサポート！

6

条文穴埋め問題集

renewal

第17条の2 特許出願人は、においては、願書
に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができ
る。ただし、は、次に掲げる場合に限り、補正をする
ことができる。
一 第50条（（において準用する場合を含む。）及
びにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規
定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）をに受けた場
合において、第50条の規定により指定された期間内にするとき。
二 を受けた場合において、
同条の規定により指定された期間内にするとき。

6

判例対策テキスト

renewal

判例10 補償金支払請求のための警告（特許法65条1項）

「アースベルト事件」（最判昭和63年7月19日）

！まず

特許出願人が、65条に基づく補償金請求をするため、出願公開後に第三者に対して特許出願に係る発明
の内容を記載した書面を提示して警告をした後、特許請求の範囲が補正された場合、再度の警告を要す
るか、問題となる。

！しかし

第三者に対して突然の補償金請求という不意打ちを与えることを防止するために警告を要件とした同条
の立法趣旨に照らせば、その補正が、願書に最初に添付した明細書等に記載した事項の範囲内において
補正前の特許請求の範囲を減縮するものであって、当該第三者の実施している製品が補正の前後を通じ
て発明の技術的範囲に属するときは、改めて警告を要求しなくても、第三者に対して不意打ちを与える
ことはならないと解される。

！よって

補正が、願書に最初に添付した明細書等に記載した事項の範囲内において補正前の特許請求の範囲を減
縮するものであって、当該第三者の実施している製品が補正の前後を通じて発明の技術的範囲に属する
ときは、再度の警告は不要であると解する。

【短答チェック】

- 警告後に補正を行ったら、原則は、再警告要
- ①補正の目的が減縮であること、②第三者の実施している製品が補正の前後を通じて発明の技
術的範囲に属すること、を満たすことで再警告不要

2. 意匠登録出願からの変更（2項）
→ 以下の(1)(2)の場合は、出願の変更をすることができない（2項但書）。
(1) 最初の拒絶査定謄本の送達があった日から3月経過後
(2) 意匠登録出願の日から3年経過後

4

- (3) 3月の期間（上記(1)）の例外
→ 意68条1項で準用する4条の規定により拒絶査定不服審判の請求期間（
3月）が延長されたときは、延長されたものとみなされる（46条3項）。

- (4) 3年の期間（上記(2)）の例外
① 当該3年の期間の経過後でも、最初の拒絶査定謄本の送達があった日か
ら3年以内であれば、出願の変更をすることができない（2項但書かつ3書）。

5

N式枝別問題集

■中間処理

81 特許出願人は、願書に添付した要約書について補正をする場合、願書
付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内におい
ばならない。

81 × そのような規定はない
特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書
をすることができる（特17条の3）。ここで、要約書の補正については、明細
異なり（特17条の2第3項参照）、内容的制限に関する規定はない。
したがって、特許出願人は、願書に添付した要約書について補正する場合
に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内におい
ては、補正をすることができる。
よって、本肢は誤り。

82 特許出願の出願人が、誤記の訂正を目的として、明細書、特許請求の
面について補正をするときは、手続補正書を提出し、所定の手数料を納
めなければならない。

82 × 特17条4項、特195条1項各号参照・2項別表各号参照
手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、誤訳訂正書を提出する場合
（2第2項）を除き、手続補正書を提出しなければならない（特17条4項）。こ
正書を提出して補正をするときに、所定の手数料を納付しなければならない旨
（特195条1項各号参照・2項別表各号参照）。

4

視覚的に捉え、深い理解を得る

ポイントを時系列や表などを用いて解説すること
により、条文の内容を視覚的に捉え、理解を深め
ることができます。

5

『N式枝別問題集』で知識確認

テーマごとの枝別問題でアウトプットも加えながら
ハイブリッドで講義を進行します。過去問ではな
い新作問題に触れることで、新鮮な気持ちで知識
を完成させていただくことができます。

6

renewal

納富式工夫満載！

合格への必須知識にもかかわらず、学習経験者
の方でも意外と出来ていない条文学習のサポート
として穴埋め問題集を、また、対策しにくい判例は
チェックポイントを示した別冊テキストで効率的かつ
確実な知識の定着を図ります。